



入札単価の誤りに伴う返還額の公表について
(2024年4月～2025年10月分)

2026年5月11日
一般社団法人 電力需給調整力取引所

取引規程第61条（臨機の処置）にもとづき、2024年4月～2025年10月の入札単価誤り^{※1}に伴う取引会員から一般送配電事業者への約定料金の返還がございましたので、その返還額をお知らせいたします。

入札単価の誤りが発生した実需給年月	調整力提供者からの返還額 ^{※2} （税抜）
2024年4月	332,040円
2024年5月	839,400円
2024年6月	2,197,800円
2024年7月	921,000円
2024年8月	2,463,000円
2024年9月	2,928,000円
2024年10月	6,518,400円
2024年11月	3,658,800円
2024年12月	6,520,440円
2025年1月	11,273,387円
2025年2月	10,311,600円
2025年3月	10,807,800円
2025年4月	8,310,600円
2025年5月	8,242,920円
2025年6月	6,748,200円
2025年7月	3,834,000円
2025年8月	3,964,800円
2025年9月	6,900,600円
2025年10月	4,546,200円

※1 入札単価に消費税等相当額を含めた発電側課金分費用を織り込みしたことにより、入札単価が過大に算定されておりました。

※2 返還額には事業税相当額および消費税等相当額を除いた金額を記載しています。

取引会員におかれましては、適正な管理体制の構築や担当者への研修の実施等を通して、誤入札を生じさせることのないようにより一層の注意を尽くしていただくよう喚起します。

また、原則として事後的な入札単価の変更を認めておりませんが、第88回制度設計専門会合(2023年8月22日)資料3の整理にもとづき、入札単価を下げる場合、入札単価誤りによりペナルティ

料金の追加支払いを要する場合には、属地エリアの一般送配電事業者へお申し出ください。

以 上